

公益社団法人河内長野市シルバー人材センター
令和6年度事業計画

基本方針

我々国民の命と健康に脅威を与えた新型コロナウイルスは、今なお何らかの感染対策を必要とするものの、昨年5月には感染症法上では季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げられたことにより、様々な行動規制が解除され社会経済活動への影響がようやく収束してきたものと考えられます。

今後は、ウィズコロナの時代として感染防止の対策を講じつつ、コロナ禍以前の社会経済活動へと回復基調が一段とシフトアップしていくことを期待するところです。

こうした状況の下、令和5年度の当センター事業活動は、受託事業の件数・契約金額ともに前年度の水準をほぼ維持できたところではありますが、令和5年10月から施行された「インボイス制度」や本年10月から施行予定である「フリーランス保護新法」への対応など、シルバー人材センター創設以来、未だ経験したことのない大きな法改正・制度改正に直面しており、今後の健全なセンター事業の運営に向けて取り組むべき課題が山積しています。

「自主・自立、共働・共助」というシルバー人材センターの基本理念の下、センターの事業をより一層発展させるためには、様々な社会情勢の変化を見据えて柔軟な対応を行うことが求められています。

そのため当センターは、引き続き河内長野市との連携を密にしながら、地域の課題に対応した業務を担うとともに、様々な地域活動にも参画し、地域に貢献するセンターの存在意義を周知啓発するよう努めます。また、当センターの一層の成長を実現していくために、会員の増強と就業先の維持・拡大を推進し、事業における質の向上や効率化に取り組みます。

令和6年度においても当センターは、公益社団法人としての社会的役割を果たすために、行政機関や関係団体・事業所等と連携しながら、魅力ある地域の社会資源となるよう、会員・役職員等が一丸となり事業運営を推進してまいります。

事業実施計画

◇計画の柱

1、会員の確保・拡大

2、就業機会の確保・拡大と適正就業の推進

3、安全就業の推進

4、センター組織の強化

◇計画体系と内容

| | |
|-----------------------------|---|
| 1、会員の確保・拡大 | |
| (1) 多様なメディアによる周知啓発 | |
| ① | センターのホームページ更新の充実、市ホームページ・市広報紙、SNS の配信等での会員募集の周知を行います。 |
| ② | 会員募集チラシ等を作成し、市内全戸に配布するとともに、市役所、ハローワーク、社会福祉協議会、商工会などの関係機関に配架します。 |
| ③ | 地域の団体等が実施するイベントやボランティア活動に積極的に参加し、センター事業の周知を図ります。 |
| (2) 入会説明会の充実 | |
| ① | 動画視聴を活用し、わかり易い説明会の実施に努めます。 |
| ② | Web や SNS を活用した入会の案内等、より簡易な方法で入会手続きが行えるよう検討します。 |
| ③ | 新入会員との個別ヒアリングを行い、効果的な就業マッチングを図ります。 |
| (3) 会員交流活動の推進 | |
| ① | 就業会員同士の情報共有の充実と相互の連帯感を深めるため、SNS を利用した掲示板等の立ち上げに取り組みます。 |
| ② | 就業活動以外での会員相互の交流を深めるため、趣味・特技を共有する同好会活動を促進します。 |
| 2、就業機会の確保・拡大と適正就業の推進 | |
| (1) 公共機関からの受託事業の確保 | |
| ① | 既存の受託事業件数を継続的に確保するとともに、適正な受注金額の確保に努めます。 |
| (2) 地域に密着した就業の開拓 | |
| ① | センター事業の PR リーフレット等を作成し、市内全戸に配布するとともに、市役所、ハローワーク、社会福祉協議会、商工会などの関係機関に配架します。 |
| ③ | 発注者への積極的な働きかけにより継続受注に努めます。 |
| ④ | 地域の福祉課題解決に対応するため、子育て支援事業や訪問型家事サービスを充実するとともに、新たな地域福祉事業の立ち上げに取り組みます。 |
| ⑤ | 空き家の見守りや墓地清掃サービスなど、河内長野市ふるさと納税の返納品として出典するサービスメニューの充実に努めます。 |

| | |
|----------------------|---|
| (3) 会員の技能向上 | |
| ① | 職能技術向上に向けた各種講習会を実施します。 |
| ② | 接遇・接客マナーの講習会を実施します。 |
| (4) 適正就業の取り組み | |
| ① | 週20時間、月80時間就業の徹底に努めます。 |
| ② | 偽装請負となる受注是正の徹底に努めます。 |
| 3、安全就業の推進 | |
| (1) 安全就業の取り組み | |
| ① | 安全対策委員会を中心として、更なる安全就業意識の普及・醸成に取り組みます。 |
| ② | 救急救命講習、運転技能測定など安全な就業に向けた講習会等を実施します。 |
| (2) 健康管理の推進 | |
| ① | 体力・カラダ測定会を実施します。 |
| ② | 市民健診やがん検診などの受診を促進します。 |
| ③ | 趣味・特技を共有する同好会活動を促進します。(再掲) |
| 4、センター組織の強化 | |
| (1) センター組織の強化 | |
| ① | センターの健全な運営と発展を図るため、事業運営に関する必要な役員会議を適宜開催します。 |
| ② | 事務局職員のスキルアップのため、各種研修会への参加を促進します。 |
| ③ | 法・制度改正等に対応した効率的な事務事業を行うため、業務システムの改善を進めます。 |
| ④ | 河内長野市、上部団体及び近隣市シルバー等関係機関との情報交換を積極的に行い、連携を密にします。 |
| (2) 健全財政の確保 | |
| ① | 国及び河内長野市補助金の安定的な確保に努めます。 |
| ② | 既存の受託事業件数を継続的に確保するとともに、適正な受注金額の確保に努めます。(再掲) |
| ③ | インボイス制度の対応を始めとして、健全な財政運営に向けた予算の編成・執行に努めます。 |

